

- 東京都工事施行適正化推進要綱の解説（以下、「要綱解説」）は、入札契約適正化法等に基づき、都発注工事について、監督業務等において確認すべき事項等の運用上の取扱いを定めたものです。
- 今回の一部改正につきましては、令和8年4月1日以降に公告する工事に適用します。

【主な改正内容】

1 健康保険被保険者証の有効期限が満了した際の配置技術者等の雇用関係の確認方法が変更となります

（本文P25、P26）

1 施工体制台帳等の提出及び施工体系図の掲示 (1)施行体制台帳について ③添付書類について
配置技術者の雇用関係を証明できるものの写しとして、健康保険被保険者証の有効期限が満了したことに
伴い、その記載を削除しました。

2 財務局受注者等提出書類処理基準等の改正に合わせた、様式の記載項目名等の見直しを行いました

（巻末P40以降）別記様式の改正の一例です：（現行）工事件名 →（改正）契約件名

3 営業所技術者が監理技術者等となるための適用範囲を明確にするため、図等を追加しました

（本文P19）

（5）営業所技術者と主任技術者又は監理技術者との関係について、②と③の適用のただし書きを記載するとともに、適用範囲の図を追加し、取扱いをより明確にしました。なお、従前と適用範囲や取扱いの変更はございません。

本文P18の（起工書記載例）及び（発注予定表記載例）も上記に合わせ、例文の一部を修正しました。